



2中監第76号  
令和3年1月29日

中野市長 湯本 隆英 様  
中野市議会議長 町田 博文 様  
中野市教育委員会教育長 堀内 敏明 様

中野市監査委員 井本 久夫

中野市監査委員 芦澤 孝幸

令和2年度 定期監査・財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により、令和2年度定期監査及び財政援助団体監査並びに指定管理者監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。



令和 2 年度

定期 監査 報告 書  
財政援助団体等監査報告書

中野市監査委員

# 定期監査報告書

## 1 監査の対象

令和2年度上半期中野市一般会計、特別会計（国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、倭財産区事業、永田財産区事業、中野財産区事業）、下水道事業会計及び水道事業会計に係る事務事業

※上記に係る全ての部局課室等が対象

## 2 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、次の事項を主眼として実施した。

### (1) 共通事項

市の行財政運営が、次の項目の趣旨にのっとり、公正で合理的かつ効率的に実施されているかを、住民の視点に立って確認する。

ア 事務を処理するに当たって、市民の福祉の増進に努めているとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか

イ 組織及び運営の合理化に努めているか

ウ 法令に違反して事務を処理していないか

### (2) 重点項目

ア 施設管理等の業務委託について

イ 第3次中野市行政改革大綱の取組内容、進捗状況等について

## 3 監査の主な実施内容

監査に当たっては、中野市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して実施した。

令和2年度上半期（4月1日から9月30日までの間）における財務に関する事務の執行等について、あらかじめ関係部課等に対し関係書類、諸帳簿等の提出を求め、関係職員から事務の執行状況及び内容等の説明を徴取するとともに、必要に応じて関係書類の照合等により実施した。また、加えて現地調査も実施した。

## 4 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 中野市役所 会議室 21

(2) 監査日程 令和2年10月27日 から 11月26日 までの間（10頁参照）

(3) 現地調査 令和3年1月20日 中野広域シルバー人材センター、ニチイキッズ  
中野保育園、中野みらいく保育園

## 5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、概ね適正かつ効率的に行われているものと認められた。

収入・支出事務は、一般会計では歳入歳出予算額 309 億 6,524 万 4 千円に対する収入割合は 48.2%、歳出の執行率は 46.6%となっている。

特別会計（6会計）では、歳入歳出予算額 102 億 3,876 万 4 千円に対する収入割合は 39.6%、歳出の執行率は 38.7%となっている。

企業会計の下水道事業では、歳入予算額 34 億 6,999 万 2 千円に対する収入割合は 31.7%、歳出予算額 40 億 7,580 万 1 千円に対する執行率は 28.7%となっており、水道事業では、歳入予算額 13 億 3,995 万 3 千円に対する収入割合は 39.3%、歳出予算額 14 億 7,175 万 9 千円に対する執行率は 24.5%となっている。

一般会計の歳入のうち、市税は前年度同時期に比べ収入額が 4,022 万 3 千余円(1.2%)の減少となり、収納率は 0.3 ポイント減少している。

特別会計の歳入のうち、国民健康保険税は前年度同時期に比べ収入額が 2,545 万 3 千余円（5.5%）の減少となり、収納率は 1.1 ポイント増加している。

歳出については、一般会計、特別会計及び企業会計とも概ね適正に行われている。

引き続き各事業の実施に当たっては、適期な執行を図り最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めるとともに会計経理等の適正な執行を確保するため、法令遵守の観点から内部統制及び内部牽制組織の改善若しくは強化を継続的に図る必要がある。

なお、このほか軽微な改善事項等については、監査当日、関係部課長等に検討を促したところである。

## 令和 2 年度 一般会計歳入予算執行状況及び前年度比較（9 月末現在）

(単位：円、%)

科 目	2 年度予算現額 (繰越額含む)	収 入 額			比 較 (A-B)	備 考
		2 年度 (A)	予算比	元年度 (B)		
1 市税	6,070,500,000	3,207,816,282	52.8	3,209,280,074	△ 1,463,792	
2 地方譲与税	239,590,000	68,596,000	28.6	64,537,000	4,059,000	
3 利子割交付金	8,000,000	1,548,000	19.4	1,994,000	△ 446,000	
4 配当割交付金	19,000,000	5,569,000	29.3	5,678,000	△ 109,000	
5 株式等譲渡所得割交付金	17,000,000	0	0.0	0	0	
6 地方消費税交付金	999,000,000	561,215,000	56.2	473,076,000	88,139,000	
7 ゴルフ場利用税交付金	7,000,000	1,755,530	25.1	2,411,080	△ 655,550	
自動車取得税交付金	—	—	—	20,605,000	△ 20,605,000	
8 環境性能割交付金	12,300,000	4,505,000	36.6	0	4,505,000	
9 地方特例交付金	41,300,000	44,775,000	108.4	36,433,000	8,342,000	
10 地方交付税	5,434,787,000	3,682,797,000	67.8	3,607,933,000	74,864,000	
11 交通安全対策特別交付金	5,300,000	2,837,000	53.5	2,607,000	230,000	
12 分担金及び負担金	106,297,000	37,042,320	34.8	114,519,595	△ 77,477,275	
13 使用料及び手数料	258,153,000	111,456,870	43.2	113,741,397	△ 2,284,527	
14 国庫支出金	8,252,430,000	5,411,089,924	65.6	845,258,810	4,565,831,114	
15 県支出金	3,322,595,000	230,775,988	6.9	246,700,366	△ 15,924,378	
16 財産収入	65,153,000	40,864,069	62.7	32,955,152	7,908,917	
17 寄附金	351,865,000	140,332,546	39.9	83,708,000	56,624,546	
18 繰入金	1,573,133,000	0	0.0	292	△ 292	
19 繰越金	1,184,118,000	1,184,118,721	100.0	538,990,413	645,128,308	
20 諸収入	801,213,000	179,620,615	22.4	167,816,353	11,804,262	
21 市債	2,196,510,000	0	0.0	0	0	
22 法人事業税交付金	0	16,320,000	—	—	16,320,000	
合 計	30,965,244,000	14,933,034,865	48.2	9,568,244,532	5,364,790,333	

※ 上記市税の収入済額には、この他に9月末時点で歳入歳出外現金会計へ収入となっている市税分が加算される。

## 令和 2 年度 一般会計歳出予算執行状況及び前年度比較（9 月末現在）

(単位：円、%)

科 目	2年度予算現額 (繰越額含む)	支 出 額			濟 額		比 較 (A-B)	備 考
		2年度 (A)	執行率	元年度 (B)	執行率			
1 議会費	185,253,000	93,979,348	50.7	95,491,614	51.3	△ 1,512,266		
2 総務費	7,585,509,000	5,345,205,502	70.5	789,191,268	29.9	4,556,014,234		
3 民生費	7,400,981,000	2,648,369,363	35.8	2,626,701,696	35.5	21,667,667		
4 衛生費	1,759,873,000	434,492,767	24.7	708,655,621	32.4	△ 274,162,854		
5 労働費	28,840,000	15,256,603	52.9	15,260,661	55.8	△ 4,058		
6 農林水産業費	1,591,068,000	784,549,097	49.3	469,786,771	35.2	314,762,326		
7 商工費	1,028,160,000	498,107,169	48.4	377,560,376	59.7	120,546,793		
8 土木費	2,653,714,000	916,888,624	34.6	657,322,249	28.8	259,566,375		
9 消防費	845,576,000	357,937,125	42.3	365,112,225	46.3	△ 7,175,100		
10 教育費	3,558,660,000	1,268,021,394	35.6	1,965,384,401	46.9	△ 697,363,007		
11 公債費	2,480,942,000	1,209,002,641	48.7	1,181,130,283	49.3	27,872,358		
12 予備費	40,000,000	0	0.0	0	0.0	0		
13 災害復旧費	1,806,668,000	861,113,270	47.7	0	0.0	861,113,270		
合 計	30,965,244,000	14,432,922,903	46.6	9,251,597,165	38.4	5,181,325,738		
歳入歳出差引額	0	500,111,962	—	316,647,367	—	183,464,595		

## 令和 2 年度 特別会計・企業会計予算執行状況及び前年度比較（9 月末現在）

(単位：円、%)

会 計 名	2 年度予算現額 (繰越額含む)	収 入		支 出		支 出 率		支 出 率		収 支 差 引 額	
		2 年度 (A)	予算比	元年度 (B)	予算比	2 年度 (C)	執行率	元年度 (D)	執行率	2 年度 (A-C)	元年度 (B-D)
国民健康保険事業	4,871,635,000	1,920,249,901	39.4	1,952,607,018	38.7	1,912,347,795	39.3	1,952,411,730	38.7	7,902,106	195,288
後期高齢者医療事業	544,315,000	248,332,068	45.6	243,286,099	47.0	233,803,958	43.0	223,619,189	43.2	14,528,110	19,666,910
介護保険事業	4,819,954,000	1,880,382,679	39.0	1,882,915,770	40.6	1,820,047,987	37.8	1,827,922,492	39.4	60,334,692	54,993,278
倭財産区事業	625,000	93,963	15.0	236,544	29.0	154,468	24.7	348,848	42.8	△ 60,505	△ 112,304
永田財産区事業	504,000	159,026	31.6	162,798	35.2	174,210	34.6	25,870	5.6	△ 15,184	136,928
中野財産区事業	1,731,000	316,049	18.3	578,244	28.2	5,118	0.3	198,369	9.7	310,931	379,875
合 計	10,238,764,000	4,049,533,686	39.6	4,079,786,473	40.0	3,966,533,536	38.7	4,004,526,498	39.2	83,000,150	75,259,975
歳入歳出外現金会計	-	2,559,800,397	-	2,521,798,106	-	2,071,051,128	-	1,983,034,629	-	488,749,269	538,763,477
下 水 道 事 業	歳入	(調定額)		(調定額)							
	歳出	1,100,578,071	31.7	999,771,261	27.6	1,170,803,883	28.7	1,155,744,188	27.7	△ 70,225,812	△ 155,972,927
水 道 事 業	歳入	(調定額)		(調定額)							
	歳出	526,961,878	39.3	494,135,616	37.8	360,880,946	24.5	324,225,758	22.9	166,080,932	169,909,858
	1,471,759,000										

## 市税及び国民健康保険税の前年度比較 (9月末現在)

(単位：円、%)

科	目	2年度 (A)	元年度 (B)	比較増減 (A-B)	前年度対比 (A/B×100)	備考
市 税	調 定 額	6,268,598,296	6,301,653,661	△ 33,055,365	99.5	
	収 入 額	3,382,644,139	3,422,868,082	△ 40,223,943	98.8	※
	収入未済額 (内納期到来分)	2,885,954,157 ( 398,381,342 )	2,878,785,579 ( 409,332,971 )	7,168,578 ( △ 10,951,629 )	100.2 ( 97.3 )	
	収 納 率 (内納期到来分)	54.0 ( 88.5 )	54.3 ( 90.0 )	△ 0.3 ( △ 1.5 )	/	
国民健康保険税	調 定 額	1,383,160,938	1,518,834,035	△ 135,673,097	91.1	
	収 入 額	439,042,183	464,495,969	△ 25,453,786	94.5	※
	収入未済額 (内納期到来分)	944,118,755 ( 308,521,255 )	1,054,338,066 ( 346,849,466 )	△ 110,219,311 ( △ 38,328,211 )	89.5 ( 88.9 )	
	収 納 率 (内納期到来分)	31.7 ( 55.2 )	30.6 ( 53.8 )	1.1 ( 1.4 )	/	
(内訳) 一般被保険者	調 定 額	1,380,086,006	1,512,667,399	△ 132,581,393	91.2	
	収 入 額	438,870,893	463,666,342	△ 24,795,449	94.7	
	収入未済額 (内納期到来分)	941,215,113 ( 305,617,613 )	1,049,001,057 ( 342,203,760 )	△ 107,785,944 ( △ 36,586,147 )	89.7 ( 89.3 )	
	収 納 率 (内納期到来分)	31.8 ( 55.4 )	30.7 ( 54.1 )	1.1 ( 1.3 )	/	
(内訳) 退職被保険者	調 定 額	3,074,932	6,166,636	△ 3,091,704	49.9	
	収 入 額	171,290	829,627	△ 658,337	20.6	
	収入未済額 (内納期到来分)	2,903,642 ( 2,903,642 )	5,337,009 ( 4,645,706 )	△ 2,433,367 ( △ 1,742,064 )	54.4 ( 62.5 )	
	収 納 率 (内納期到来分)	5.6 ( 5.6 )	13.5 ( 14.6 )	△ 7.9 ( △ 9.0 )	/	

※ 市税及び国民健康保険税の収入額は、9月末時点の歳入歳出外現金会計に収入済となった額も含めたものである。



# 財政援助団体等監査報告書

## 1 監査の対象

令和元年度の財政援助団体及び指定管理者における出納事務等並びに所管部局の財政援助団体及び指定管理事務

### (1) 財政援助団体

補助金の名称	団体名	所管課	監査日
シルバー人材センター事業補助金	公益社団法人中野広域シルバー人材センター	高齢者支援課	11月27日
社会教育関係団体活動事業補助金	ふるさと冒険クラブ実行委員会	子育て課	
信州中野おごっそフェア開催事業補助金	信州中野おごっそフェア実行委員会	営業推進課	
店舗改修等支援事業補助金(家賃・改修費補助)	いなや	営業推進課	

### (2) 指定管理者

施設の名	団体名	所管課	監査日
中野市民体育館ほか 16 体育施設	中野市体育協会	文化スポーツ振興課	11月27日
中野市農村環境改善センター(帯の瀬ハイツ)	公益社団法人中野広域シルバー人材センター	農政課	

## 2 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、補助金等の目的に沿って適正に使われているか、指定管理者が目的に沿った運営を行っているかについて、次の項目を主眼として監査を実施した。

### (1) 財政援助団体

- ア 補助金等の財政援助の決定は法令等に適合しているか
- イ 補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確であるか  
また、公益上の必要性は充分であるか
- ウ 補助金の額の算定、交付方法、時期及び手続き等は適正であるか
- エ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか

(2) 指定管理者

- ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか
- ウ 利用促進のための努力はなされているか
- エ 公の施設の管理に関わる出納関係帳簿、記帳は適正になされているか  
また、領収書類の整備、保存は適切になされているか
- オ 公の施設の管理に関わる管理規定、経理規定等の諸規定は、整備されているか

### 3 監査の主な実施内容

監査に当たっては、中野市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して実施した。

(1) 財政援助団体

店舗改修等支援事業補助金については、交付申請及び実績報告に付された書類に基づき、所管課の関係職員に説明を求めることにより実施した。その他の補助金については、補助金交付先の団体からあらかじめ提出を求めた資料に基づき、団体関係者及び所管課の関係職員に説明を求めるとともに、関係書類の照合等により実施した。

(2) 指定管理者

指定管理者からあらかじめ提出された資料に基づき、指定管理者及び所管課の関係職員に説明を求めるとともに、関係書類の照合等により実施した。

### 4 監査の結果

(1) 財政援助団体

各団体等の出納、その他事務の執行は、概ね適正に処理されていると認められた。

(2) 指定管理者

指定管理者の出納、その他事務の執行は、概ね適正に処理されていると認められた。

## 資料 5

## 財政援助団体の業務に関する会計の決算状況（令和元年度）

（単位：円、％）

団 体 名	事業費 (決算額)	左のうち 補助金額	補助割合
[シルバー人材センター事業補助金]			
公益社団法人中野広域シルバー 人材センター	389,216,974	18,850,000	4.8
[社会教育関係団体活動事業補助金]			
ふるさと冒険クラブ実行委員会	448,338	224,169	50.0
[信州中野おごっそフェア開催事業補助金]			
信州中野おごっそフェア実行委 員会	21,712,810	15,000,000	69.1
[店舗改修等支援事業補助金（家賃・改修費補助）]			
いなや	7,891,200	2,900,000	36.7

※ 補助割合は、決算額（補助対象経費）に対する補助金額の割合です。

## 指定管理業務に関する会計の決算状況（令和元年度）

（単位：円）

施設の名称	事業費 (予算額)	左のうち 委託料	決算額	利 用 料金制
中野市民体育館ほか 16 体育施設	55,480,000	52,400,000	53,521,318	不採用 (指定管理料あり)
中野市農村環境改善センター (帯の瀬ハイツ)	10,344,942	10,197,000	10,332,016	不採用 (指定管理料あり)

※ 事業費及び決算額は、指定管理者の自主事業を含みます。

## 令和2年度 定期監査等日程

期間:令和2年10月27日～11月27日 場所:会議室21

日 時	主な監査事項	所 管
10月27日(火) 9:00	・総務費	総務部 庶務課 危機管理課 税務課
	13:30 ・総務費 (例月出納検査)	会計課
10月28日(水) 9:00	・総務費	総務部 政策情報課 新型コロナウイルス感染症生活支援対策室
	13:30 ・総務費 ・中野財産区 ・消防費 ・民生費 ・国保 ・後期高齢	財政課 消防部 消防課 健康福祉部 福祉課
10月30日(金) 9:00	・民生費 ・衛生費 ・民生費 ・介護保険	健康福祉部 社会就労センター 健康づくり課 高齢者支援課
	13:30 ・総務費 ・永田財産区 ・民生費	豊田支所 地域振興課 子ども部 子育て課 子ども相談室 保育課
11月18日(水) 9:00	・民生費 ・総務費 ・民生費 ・総務費	くらしと文化部 人権センター 人権・男女共同参画課 市民課 消費生活センター 市民協働推進室
	13:30 ・総務費 ・議会費	くらしと文化部 中山晋平記念館 高野辰之記念館 文化スポーツ振興課 議会事務局
11月20日(金) 9:00	・農林水産業費 ・倭財産区 ・農林水産業費	経済部 農政課 農業委員会事務局
	13:30 ・農林水産業費 ・総務費 ・労働費 ・商工費 ・衛生費	経済部 売れる農業推進室 営業推進課 くらしと文化部 環境課
11月25日(水) 9:00	・土木費	建設水道部 道路河川課 都市計画課
	13:30 ・下水道 ・水道 (例月出納検査) ・総務費	建設水道部 上下水道課 行政委員会事務局
11月26日(木) 9:30	・教育費	教育委員会 学校給食センター 学校教育課
	13:30 ・教育費	教育委員会 公民館 生涯学習課 図書館 博物館
11月27日(金) 終日	・財政援助団体 ・指定管理者	

## 資料 7

(参考)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） （抄）

(職務)

第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2・3 (略)

4 監査委員は、毎会計年度少くとも 1 回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。

5・6 (略)

7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

8 (略)

9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

10 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

11・12 (略)